

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定により、広島市立広島市民病院設備改修PFI事業（ESCO事業）を特定事業として選定しましたので、同法第11条第1項の規定により、特定事業の選定に当たって行った客観的な評価の結果を公表します。

令和6年11月14日

地方独立行政法人広島市立病院機構
理事長 竹内 功

特定事業「広島市立広島市民病院設備改修PFI事業（ESCO事業）」の選定について

1 事業概要

本事業は、広島市立広島市民病院において、地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「機構」という）が指定する設備等を対象として、事業者から省エネルギー及び省力化等を実現する包括的サービスを受け、施設の温室効果ガス排出量の削減と老朽化設備の円滑かつ合理的な改修を行うものです。

(1) 事業場所

広島市立広島市民病院 広島市中区基町7-33

(2) 事業内容

施設の温室効果ガス排出量削減のため、機構が指定する設備等を対象として、省エネルギー改修及び省力化等に関する優れたノウハウを導入し、事業者自らの資金で設計及び施工した省エネルギー改修設備等（以下「PFI設備」という。）の運転管理及び維持管理を行うものとし、事業終了後は設備を機構に無償譲渡するものとします。

ア 事業範囲

(ア) 事業者は、機構と事業者が結ぶ契約（以下「契約」という。）に基づき、契約期間内、設備の設計、施工、施工監理、運転管理、維持管理、光熱水費削減額の保証及び省エネルギー量を把握するための計測・検証等を含むサービス（以下「サービス」という。）を機構に提供するものとします。

(イ) 事業者は、契約期間内、機構が要求するサービス水準を確保するため、設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行うものとします。

(ウ) 事業者は、適切な計測・検証手法を導入し、機構の利益及び省エネルギー効果を保証するものとします。

(エ) 事業者は、設備等に関する運転管理方針を作成するものとします。

(オ) 事業者は、契約期間終了後、設置した設備を機構に無償譲渡するものとします。

イ 事業者の収入

機構は、事業者が実施する設備の設計・施工・施工監理及び運転・維持管理等に要する対価を、サービス料として事業期間内において毎年度均等額を事業者に支払います。

(3) 事業期間

ア 改修期間は、契約締結の日から令和9年9月30日（予定）までとします。

イ サービス期間は、改修期間が満了した日の翌日から最大15年とします。

(4) 事業方式

本事業の方式は、BOT方式とし、事業者はPFI事業期間終了後、設備を機構に無償譲渡するものとします。

2 機構自ら実施する場合とPFI事業として実施する場合の評価

本事業を「機構自ら実施する場合」と「PFI事業として実施する場合」とを比較することにより、特定事業選定における客観的評価を行いました。

(1) 公的財政負担の縮減（定量的評価）

ア 前提条件

公的財政負担の算定に当たり、設定した主な前提条件は次表のとおりです。

なお、これらの前提条件は、機構が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではありません。

表 公的財政負担算定の前提条件

	機構自ら実施する場合	PFI事業として実施する場合
財政負担額の主な内訳	ア 設計費、工事費、監理費 イ CM業務 ウ 保守点検費、修繕料、光熱水費、人件費 エ 間接コスト	ア サービス料 （設計費、工事費、監理費、SPC運営費用、保守点検費、修繕料、人件費、計測・検証費等） イ 光熱水費
共通の条件	ア 物価上昇率 イ 現在価値への割引率 ウ サービス提供期間	考慮していない。 4.0% 最大15年
設計・工事に関する費用	工事費は専門業者による積み上げ。設計費、監理費は機構実績。	左に同じ。
維持管理・運転管理に関する費用	機構実績。 光熱水費は、従来どおりの運転管理形態のもとで一定程度の削減があるものとして設定。	機構実績。 光熱水費は、事業者が省エネルギー効果を保証し、ノウハウが一層生かされることを踏まえ、左記に比べて削減効果があるものとして設定。
資金調達に関する事項	市からの借入 1.3% ・償還年数 10年 ・現状の水準を勘案した金利	民間金融機関からの借入 過去25年間の最大金利を踏まえた推計値で設定。 ・建中金利 ・長期借入金

イ 結果

上記前提条件を基に、機構自ら実施する場合とPFI事業として実施する場合の財政負担額を算出し、現在価値に換算して比較しました。

この結果、PFI事業として実施する場合は、機構自ら実施する場合と比較して、事業期間全体を通じた財政負担額の4.2%程度の縮減が期待できます。

(2) サービス水準等の評価（定性的評価）

本事業をPFI事業として実施する場合、次の定性的効果が期待できます。

① サービス水準の向上

設計、改修工事、運転・維持管理及びエネルギー削減量の計測・検証を一括して実施することにより、事業者の専門的なノウハウや創意工夫が発揮できます。これにより、高い省エネルギー効果が得られるとともに効果の早期発現ができ、また、事業期間中の計測・検証により、事業期間を通じてサービス水準の向上が期待できます。

② 財政支出の平準化

設計、改修工事及び運転・維持管理等に要する対価を、サービス料として支払うことで、財政支出の平準化が期待できます。

③ リスク分担の明確化による事業の安定運営

改修工事のための設計、建設におけるリスク及び維持管理におけるリスクが事業者に移転し、機構と事業者との適切な分担によるリスク管理体制が整備できます。これにより、リスクの発生を抑制するとともに、リスク発生時の適切な対応が迅速に行えるようになり、業務の円滑な遂行や安定した事業運営が期待できます。

(3) 総合的評価

本事業をPFI事業として実施する場合の定量的評価及び定性的評価により、効率的かつ効果的な実施が期待できると認められることから、本事業をPFI法第7条に基づく特定事業として選定します。

担 当	地方独立行政法人広島市立病院機構（清家・永谷）
住 所	〒730-8518 広島県広島市中区基町7-33 広島市立広島市民病院
電 話	082-569-7838（直通）
F A X	082-569-7826